

写

事務連絡
平成22年9月14日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課 御中

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

確定給付企業年金法施行規則の一部改正に伴う「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」の変更について

確定給付企業年金に関する承認・認可申請等に係わる事務処理について平成22年4月28日付事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」でお知らせしたところですが、今般、確定給付企業年金法施行規則の一部改正に伴い、当該事務連絡の「(参考)別添1の確認事項の詳細内容」の取扱いを下記により変更することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

新	旧
2. 加入者数に関する書類 2-1 加入者数 ○ (略) ○ 簡易基準の場合は、加入者数 <u>500人</u> 未満であることを確認すること。 ○ (略)	2. 加入者数に関する書類 2-1 加入者数 ○ (略) ○ 簡易基準の場合は、加入者数 <u>300人</u> 未満であることを確認すること。 ○ (略)